

26川監公第9号

平成26年10月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村	田	恭	輔
同	奥	宮	京	子
同	菅	原		進
同	宮	原	春	夫

監査の種別

定期監査（工事監査）

監査の対象

環境局、まちづくり局

監査の範囲

平成25年度に契約した工事及び工事関連の設計、調査の業務委託並びに繰越、債務負担行為により執行した工事及び工事関連の設計、調査の業務委託のうち、同年度末までに完了したもの

監査の期間

平成26年4月 1日から平成26年10月 1日まで

監査の方法

監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託417件のうちから、次のとおり工事53件、業務委託7件の合計60件を抽出した。（抽出した工事等の詳細は別表「監査実施工事一覧表」を参照）

監査実施工事等の抽出

所管別		対 象		抽 出	
		件 数	契約金額 (千円)	件 数	契約金額 (千円)
環境局	工 事	30	2,207,876	6	834,066
	業務委託	4	35,834	1	11,014
まちづくり局	工 事	301	22,748,943	47	7,084,002
	業務委託	82	557,681	6	104,643
小 計	工 事	331	24,956,819	53	7,918,068
	業務委託	86	593,515	7	115,657
合 計		417	25,550,334	60	8,033,725

抽出した工事等が計画、設計、積算、施工等の段階において、正確かつ適切に実施されているかといった視点に加え、工期延期を行った繰越等の工事は適切に実施されているかを重点項目として、設計図書及び施工関係書類の審査並びに現場調査を行った。

監査の結果

監査した工事は、おおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

なお、重点項目については、施設管理者等と詳細な作業内容について事前に十分な意思疎通を図ることで工期の延長を避けることができたと思われる事例が見受けられたことから、より一層計画的な事業推進に努められたい。

1 共通費の積算を適切に行うべきもの

「公共建築工事積算基準」等に基づいた共通費は、工事の内容に応じて定められた積算を行うこととされている。しかしながら、その適用を誤っていた事例があったことから、設計及び審査を担当する職員への積算基準等の周知徹底を図り、適切な設計を行われたい。

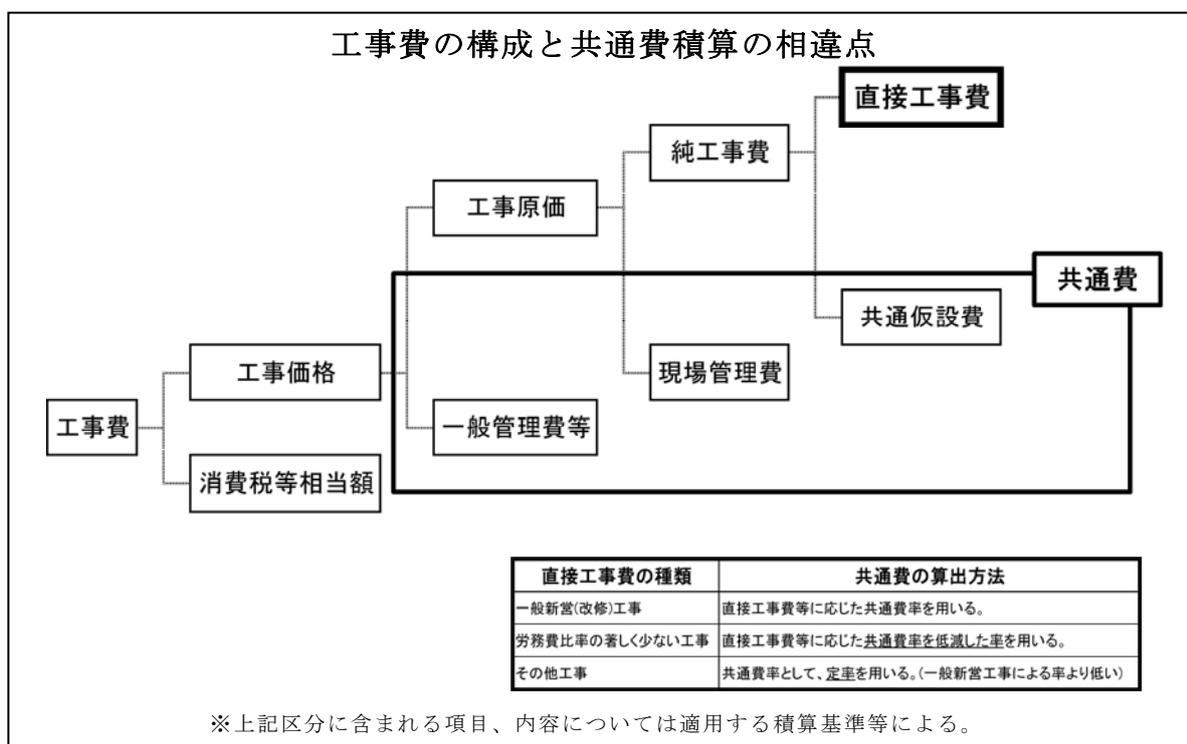
また、組織的な審査機能が働いていなかったことから、従前の方法や体制などを検証し、実効性のある審査となるよう改善を図られたい。

(1) 桜本住宅新築工事の土砂検定費では、共通仮設費として積算すべきところ直接工事費として積算していた。

(2) かわさき南部斎苑火葬炉設備補修工事の機械取り壊し工事費では、一般改修工事として共通費を低減せずに積算すべきところ、その他工事として低減して積算していた。

(3) 久末小学校校舎改修電気その他設備工事（2期）の太陽光発電設備工事費では、労務費比率の著しく少ない工事として共通費を低減して積算すべきところ、低減せずに積算していた。

(4) 仮称中央療育センター入所棟改築電気設備工事の受変電設備工事費では、労務費比率の著しく少ない工事として共通費を低減して積算すべきところ、一部について低減せずに積算していた。



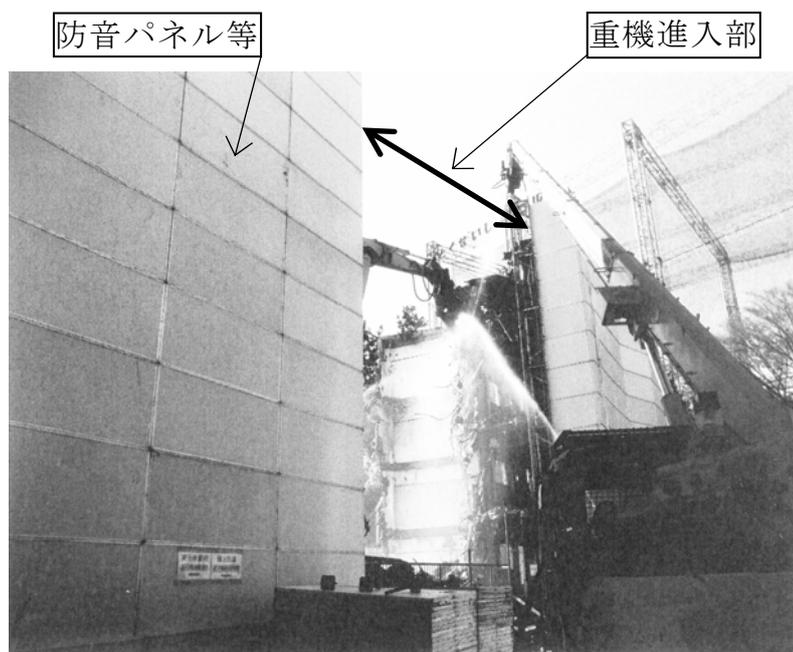
(工事番号 9、32、44、49) (まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課、施設整備部電気設備担当、同機械設備担当、同大規模施設建設担当)

2 合理的な仮設計画に基づき積算を行うべきもの

末長住宅解体第1期工事の防音パネル等の設置費についてみたところ、想定される工法に合わせて、重機進入部を除いた仮設計画とすべきところ、解体建物全周を囲う仮設計画に基づいて、仮設工事費を積算していた。

積算に採用する仮設計画については、現場条件、工事内容を的確に把握した上で、安全、品質、工程及びコストにバランスの取れた妥当性のある計画となるよう十分な検証を行われたい。

解体现場イメージ



(工事番号10) (まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課)

3 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

(1) 見積内容の精査を適切に行うべきもの

ごみ処理施設の改修工事の積算において、ダイオキシン対策用の浮遊固体粉じん防護用密閉服の数量が作業内容に対して過大となつていた事例

(工事番号5) (環境局施設部施設整備課)

(2) 適切な手続を経た上で施工変更を指示すべきもの

変更契約前の請負者への施工変更の指示にあたって、変更内容について変更契約の決裁権者による事前の確認手続が適切に行われていなかった事例

(工事番号 6) (環境局施設部施設建設課)

(3) 都市ガス設備工事において工事監理を適切に行うべきもの

建設業者が工事現場ごとに掲示する必要のある商号又は名称、代表者名、本工事の主任技術者の氏名等を記載した標識について、その設置を確認していなかった事例

(工事番号 8) (まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課)

(4) 材料費の積算において定められた方法により単価を設定すべきもの

水路工事における親杭横矢板工法による土留めの積算において、矢板材の単価を物価資料によらず見積りに基づき設定したため、適切な積算となっていなかった事例

(工事番号 12) (まちづくり局登戸区画整理事務所)

(5) 工事内容の変更に伴い適切な監督員の指定を行うべきもの

天井改修工事を行う建築工事における増工となった設備工事について、適切な監督員の指定が行われていなかった事例

(工事番号 13) (まちづくり局施設整備部施設保全担当)

(6) 現場状況を反映した設計を行うべきもの

冷却塔の更新工事において、設計時の現場状況の把握が不十分であったため、工期延期が必要となった事例

(工事番号 17) (まちづくり局施設整備部施設保全担当)

(7) 安全な足場の設置について請負者への指導を行うべきもの

屋上防水改修工事における資機材の搬出入に用いる仮設足場について、足場の組立て及び解体作業時の安全対策が不十分であった事例

(工事番号 18、52) (まちづくり局施設整備部、同施設保全担当)

(8) 木材の材料検査を適切に行うべきもの

木造2階建てわくわくプラザ室新築工事の材料検査において、工事現場搬入時に木材の含水率を確認していなかった事例

(工事番号 21) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(9) 材料費の積算において見積価格の精査を適切に行うべきもの

介護福祉施設の通信設備改修工事の積算において、モニター設置に使用する材料について、適切な単価設定が行われていなかった事例

(工事番号 42) (まちづくり局施設整備部電気設備担当)

(10) 工事の完成に伴う施設管理者等への引継事務を適切に行うべきもの

工事の完成に伴う施設管理者等への引継ぎに関して、事務手続として必要な引継書類のリスト等の記録が残されていなかった事例

(工事番号 51、52、53) (まちづくり局施設整備部)